

青森県「青森新時代」への架け橋資金 (鶴田町が信用保証料を補助します)

青森県では、創業や商品開発といった前向きな事業活動に必要な資金（運転資金、設備資金、借換資金）の調達を図る中小企業者や個人の方を対象に、青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度を実施しています。

鶴田町では、創業資金としてこの制度を利用する方のうち、一定の要件を満たしている方に対し、信用保証料の補助を行います。

【補助対象者】

町内で新たに中小企業として事業を開始しようとする方、または事業を開始して5年に満たない中小企業者で、次のいずれにも該当する方

- ・青森県「青森新時代」への架け橋資金特別保証融資制度要綱 2（1）①又は②「創業する事業」により融資を受けていること
- ・個人にあつては町内に住所を有する方またはその予定の方、法人にあつては町内に法人登記をした事業者またはその予定の事業者
- ・町に納付すべき税金を滞納していないこと

【補助対象融資額】

1,000万円以内

【補助対象期間】

- ・運転資金10年以内（うち据置期間2年以内）
- ・設備資金15年以内（うち据置期間3年以内）
- ・借換資金10年以内（うち据置期間1年以内）

※ただし、要綱2（1）①の補助対象期間は、運転資金・設備資金とも10年以内（うち据置期間1年以内）

【補助内容】

県による信用保証料の30%補給後の信用保証料を全額補助します（補助金は「『青森県・鶴田町』連携融資制度保証料補助金交付要綱」に基づき、事業者へ直接交付）。

なお、スタートアップ創出促進保証制度を利用するものに対しては、信用保証料上乘せ分0.2%を除いた額、事業者選択型経営者保証非提供制度を利用するものに対しては、信用保証料上乘せ分0.25%又は0.45%を除いた額を補助します。

※条件変更に伴い追加で生じる保証料については、補助の対象外とします。

【実施期間】

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（予算の都合により、保証料補助の終了が早まる場合があります。なお、この場合でも所定の保証料を負担し、青森県「青森新時代」への架け橋資金を利用することは可能です）

【お問い合わせ先】

○信用保証料補助に関すること

鶴田町商工観光課 TEL：0173-22-2111（内線251）

○青森県「青森新時代」への架け橋資金に関すること

青森県経済産業政策課中小企業金融グループ TEL：017-734-9368

〈連携融資制度に関するQ & A〉

Q 1. 鶴田町に本社（主たる事業所）がありますが、町外の事業所の事業資金に対する融資について信用保証料の補助を受けることができますか？

A 1. 信用保証料の補助対象となる融資は、町内に住所を置く事業所の事業資金に限られます。本店の登記が鶴田町にあっても、町外の事業所に係る事業資金は原則として対象になりません。

Q 2. 希望融資額が1,000万円を超える場合または融資期間が10年を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

A 2. 信用保証料の補助対象となる融資は「融資額1,000万円以内かつ、融資期間10年以内（うち据置期間が1年以内）」のものに限られます。

ただし、例えば、融資額1,500万円（融資期間10年以内）を希望する場合に、信用保証料の補助対象となる1,000万円の融資と補助対象外の500万円の融資の2口に分けることで、当該1,000万円の融資について、信用保証料の補助を受けることは可能です。

Q 3. 連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A 3. 融資を受けるにあたっては、青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申込みください。

また、保証料の補助については、融資を受けた後、「『青森県・鶴田町』連携融資制度保証料補助金交付要綱」の規定により、補助金交付申請書に必要書類を添えて、鶴田町商工観光課へ交付申請を行ってください。

（※）青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

青森みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、秋田銀行、北日本銀行、みずほ銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、商工中金、七十七銀行、東日本信漁連